

一宮市告示第 131 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 51 条の 25 第 4 項及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 24 条の 32 第 2 項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から事業の廃止の届出があったので、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 51 条の 30 第 2 項第 2 号及び児童福祉法第 24 条の 37 第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 25 日

一宮市長 中野 正康

1. 廃止等に係る指定特定相談支援事業者の名称及び主たる事務所の所在地
社会福祉法人一宮市社会福祉協議会
一宮市栄 3 丁目 1 番 2 号
2. 廃止等に係る事業所の名称及び所在地
いちのみや指定相談支援事業所
一宮市東五城字備前 12 番地
3. 廃止等の年月日 令和 8 年 3 月 31 日
4. 廃止等に係る指定計画相談又は指定障害児相談支援の種類
指定計画相談支援、指定障害児相談支援
5. 事業所番号
2332100078（指定計画相談支援）
2372100012（指定障害児相談支援）